

令和8年度 川西市立川西養護通学車両運行業務委託仕様書

1 委託事業名

川西市立川西養護通学車両運行業務

2 委託内容

川西市立川西養護学校へ通う本町に居住する児童・生徒のうち、医療的ケアを必要とする児童・生徒（障がい児用バギー使用）を自宅から川西養護学校まで送迎するため、看護師（介助員を兼ねる）同乗のうえ、介護タクシーの運行及び管理を委託するものである。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（12ヶ月間）

4 送迎車両業務日数・業務時間

(1) 送迎車両運行日

①年間運行基本日数

令和8年度 160日

②運行日

⑦学校授業日のうち、乗車児童・生徒が希望する日

⑧学校は、月末に翌月の運行計画を、週末に翌週の運行計画を介護タクシー会社に提示する

③運休日

⑦夏季学校閉鎖期間（8/11～15 5日間）

⑧年末年始（12/27～1/4 9日間）

⑦気象警報発令時、災害発生時及び緊急事態発生時

⑨その他、町教育委員会が必要と認めるとき。

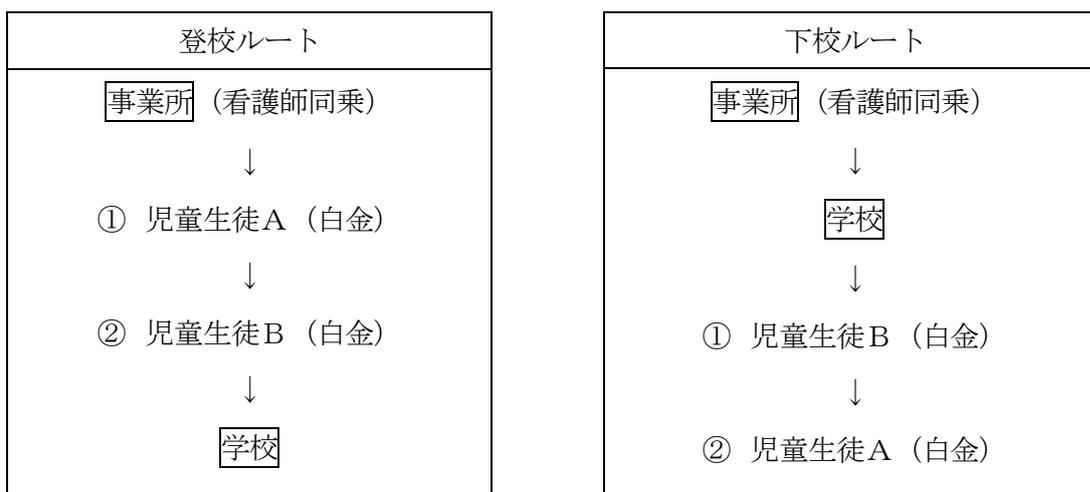
(2) 運行時間（予定）

登校は午前9時00分からの始業に間に合う時間とする。下校は学校を11時45分から14時30分までの間に出発することとする。

学校より、月末に翌月の運行計画を、週末に翌週の運行計画を介護タクシー会社に提示する。

5 運行経路・利用生徒数

登校・下校それぞれ下記の通りとし、1台で2人を同時に送迎するものとする。



6 委託業務の内容

- ①川西養護学校へ通う本町に居住する児童・生徒のうち、医療的ケアを必要とする児童・生徒の登下校の送迎車両の運行。
- ②車両は、事業者所有のものを使用することとする。
- ③車両の始業点検から洗車、清掃、車内の手が触れる箇所の消毒作業等の日常の車両管理業務のほか、車両の安全運行にかかる管理業務（冬季のスタッドレスタイヤの装着、ドライブレコーダーの維持・管理）を含むものとする。
- ④運行車両には運転手のほか、看護師1名を乗車させること。
- ⑤運行記録簿の前月分を毎月15日までに、川西市教育委員会（または川西養護学校）と猪名川町教育委員会教育振興課に提出すること。

7 委託料の計算、請求、支払

委託料は学期毎の支払いとし、有効な請求書を受理してから30日以内に支払う。

なお、年間の運行実績が、本仕様4（1）①に定める年間運行基本日数を上回る場合は増額し、下回る場合は減額するものとし、3学期の請求において一括して増減額の処理をするものとする。増減額の考え方については、落札業者と町教育委員会の協議により決定する。

8 その他

①代替要員の準備

各従事者については、代替要員を準備し、緊急の場合でも業務に支障がでないよう人員配置を行うこと。

②車両への携帯電話の搭載

緊急連絡発着信の為、車両には携帯電話を搭載し、運転員または看護師が対応できるようにしなければならない。

③関係法令の遵守

関係法令について、遵守すること。特に、道路交通法（運転者の交通違反等）、労働基準法（雇用の最低賃金等）、労働契約法（雇用の労働条件等）については、業務に関連が深い法令となることから法令違反とならないようにすること。

④安全運転研修・指導の実施

運転員に安全運転等を目的とした研修・指導を実施すること。

⑤従事者名簿の提出

学校の安全管理上、学校管理者があらかじめ学校敷地内に入る者を把握する必要があるため、管理者（運転員）、看護師・補助管理者（代替運転員）などの氏名を、川西市教育委員会（または川西養護学校）と猪名川町教育委員会教育振興課に報告すること。また、従事者は原則1年間固定するものとする。

⑥災害時の対応

地震等自然災害時には、万全の体制をとるとともに、災害時の町の対応に協力すること。

⑦守秘義務

この業務に関して事業者（被雇用者を含む）が知り得た情報については、いかなる場合もその関係者は守秘義務を負う。